

大山町長 竹口大紀様

大山町監査委員 石黒澄男

大山町監査委員 西山富三郎

平成28年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成28年度大山町健全化判断比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

記

平成28年度 大山町健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 平成29年8月7日(月)
- (2) 審査の場所 大山町議会委員会室
- (3) 審査方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成28年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	13.99	
②連結実質赤字比率	—	18.99	
③実質公債費比率	8.7	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	

* 「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」は赤字額がないため、「④将来負担比率」は充

当可能財源等が将来負担額を上回るため、「―」で表示している。

(2) 個別意見

イ. 実質赤字比率について

平成 28 年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

ロ. 連結実質赤字比率について

平成 28 年度の連結実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

ハ. 実質公債費比率について

平成 28 年度の実質公債費比率は 8.7%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。また、平成 27 年度と比較しても、さらに 0.3 ポイントの低下となっている。

ニ. 将来負担比率について

平成 28 年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、前年度と同様に該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。